

移動等円滑化取組計画書

2024年6月25日

住 所 香川県高松市浜ノ町8番33号

事業者名 四国旅客鉄道株式会社

代表者名 代表取締役社長 四之宮 和幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社では、利用者数3,000人/日以上のある駅は11駅あり（2023年度実績）、その内、段差解消が図られていないのは、多度津駅の1駅である。当駅については2024年度、エレベーター設置等に向けて詳細設計を実施する予定である。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 駅係員等によるお声かけ等により、お身体の不自由なお客様の安全確保を図る。
- ② 駅利用方法をHPで案内する等により、ご利用頂きやすい環境づくりに努める。
- ③ 駅係員等を対象としたサービス介助士の資格取得や接客研修の実施により、サービスレベルの向上を図る。
- ④ お身体の不自由なお客様や訪日外国人のお客様など、多くの方に運行情報をよりわかりやすくお伝えするため、多言語と音声出力に対応した運行情報等表示端末の設置を進める。（2024年度まで）

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
多度津駅	・ バリアフリー化のための詳細設計を実施する。（2024年度）
屋島駅	・ 内方線付き点状ブロックを整備する。（2024年度）
8000系特急電車	・ 8000系特急電車8両2編成に転落防止用ホコを設置する。（2024年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・8000系特急電車5両1編成に車椅子用フリースペースを設置する。(2024年度)
--	---

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
各設備の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備が継続して機能を維持できるように、定期的な検査や取替等の適切な維持管理に努める。
運行情報提供設備の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の運行情報を表示し、ならびに音声でご案内するデジタルサイネージ型の運行情報提供設備を11駅に設置する。(2024年度)
行先・案内表示器の更新取替	<ul style="list-style-type: none"> ・1200型・1500型気動車、8000系特急電車の行先・案内表示器について、視認性の良いフルカラーへの更新取替を23両に実施する。(2024年度)
障害者割引切符の購入方法の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットアプリ「しこくスマートえきちゃん」と障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を連携し、チケットアプリ上で障害者割引切符の購入を可能にする。(2024年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
お客様への介助、お声かけ	<ul style="list-style-type: none"> ・お身体の不自由なお客様に応じた介助、お声かけを実施する。
放送による呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・一般のお客様に、お身体の不自由なお客様への配慮・支援の協力依頼を放送で呼びかける。
乗務員による乗降介助の試行	<ul style="list-style-type: none"> ・鳴門線において、乗務員による車いすご利用のお客様の列車乗降のお手伝いを試行。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
HP、ポスター掲出による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・HPや駅掲出物で駅営業時間等をお知らせする。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
サービス介助士の資格取得促進	・ 駅係員等を対象に、サービス介助士の資格取得を促進する。
サービス研修の実施	・ 駅係員等を対象とした接客研修を実施する。
障がい者が参加する訓練の実施	・ 障がいをお持ちの方に参加いただく、駅等での介助に関する訓練を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけ・サポート運動の展開	・ 同運動のポスターの作成・掲出、放送による呼びかけなどにより、周囲のお客様にもご協力いただき、社会全体で見守り支えあえるよう取り組む。
ポスターの掲出	・ 各省庁、団体、全国の鉄道事業者等が実施する啓発活動のポスターを、駅や車内に掲出する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 自治体等が開催するバリアフリーに関する会議等に参加し、障がい者の方のご意見を伺い、社内で情報共有を図る。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

・ 弊社ホームページにて公表

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。